土地使用貸借契約書

貸主　　　　　　　（以下、「甲」という。）と借主　　　　　　　（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり、甲が所有する後記表示の土地（以下、「本件土地」という。）について、使用貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第１条（本契約）

１　甲は乙に対して、本件土地を、以下の条件により無償で使用させることとし、乙はこれを借り受ける。

　（１）対象物件　　後記表示のとおり

　（２）使用目的

　（３）契約期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日

２　前項の定めにかかわらず、甲は１か月の予告期間をおいて、本契約を解約することができる。

第２条（善管注意義務）

乙は、本件土地を使用するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって維持管理に当たらなければならない。

第３条（費用負担）

　１　乙は、本件土地についての修繕費、補修費及び租税公課を負担する。

　２　甲は、本件土地について、いかなる費用をも負担しない。

第４条（免責・契約の失効）

１　天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

　２　本件土地が滅失したときは、本契約は、その効力を失うものとする。

第５条（禁止事項）

乙は、以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（１）本件土地の使用貸借件を譲渡し、又は、本件土地を転貸しようとするとき

（２）本件土地の形状を変更するとき

第６条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は直ちに何らの催告を要しないで、本契約を解除することができる。

（１）乙が、甲の許可なく本件土地の使用目的とは異なる使用をしたとき

（２）その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第７条（原状回復義務）

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本件土地を原状に復して、甲に返還しなければならない。

第８条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議、解決する。

記

　所　在　　山梨県南巨摩郡富士川町

　地　番

　地　目

　地　積　　㎡

　以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を２通作成し、各自署名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（乙）住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞